

【各特別支援学校高等部（ろう学校・桃花台学園除く）に入学する生徒用】

■ 令和6年度 山梨県立学校における生徒使用端末の仕様について ■

教育委員会からのお知らせ
第2弾マル！



©HISHIMARU TAKEDA

- ◆山梨県教育委員会では、県立学校において1人1台端末環境での教育を行うため、各御家庭に端末を御用意いただくこととしております。
- ◆令和6年度のiPadOS端末の仕様は次のとおりであり、各御家庭には、これを満たす端末を御用意いただく必要があります。
- ◆端末の御準備に際しては、国の制度を活用した購入支援策の実施を予定しており、必要な予算案を令和6年2月県議会に提出する予定としております。（支援策の正式な実施決定は、県議会での予算案議決後になります。）
- ◆県教育委員会では、次の仕様を満たし、通常よりも安価に購入できるEC（端末購入）サイトを用意しております。詳しくは裏面を御覧下さい。

iPadOS端末の仕様【各特別支援学校高等部（盲学校、ろう学校、桃花台学園は除く）】

OS	・iPad OS 17以上 ※OSはiPadOSに統一します (Microsoft Windows端末、Google Chrome OS端末は持ち込めません)
ストレージ	・64GB 以上
画面	・10.2 インチ～12.3インチ以下
無線	・IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上、Bluetooth4.2以上対応
形状	・タッチパネル対応液晶搭載タブレット
カメラ機能	・本体前面と背面に計2 個のweb カメラを有すること
キーボード	・Bluetooth接続でない端末に対応する完全に脱着できる日本語JISキーボード ・スタンド機能を有し、ディスプレイカバーとしても利用でき、本体と接続でき、ペアリングや充電が不要であることが望ましい
スタンド	・利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードカバーがスタンドになる場合は不要）
サウンド	・マイク、スピーカー内蔵
外部接続端子	・Lightning コネクタまたは USB Type-C コネクタ× 1 以上 ・マイク・ヘッドフォン端子× 1 以上（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）
バッテリー	・駆動時間8時間以上

Q この仕様を全て満たす端末でない学校では使用できませんか。

◆仕様を満たさない端末は、各学校での授業で使用する場合に支障が出る可能性が高いことから、仕様を全て満たす端末を御用意いただくようお願いします。

Q 推奨仕様を満たす端末を紹介してください。

◆県教育委員会では、事業者（株）内田洋行との連携により、仕様を満たす端末をインターネット上で安価に購入できるECサイトを用意いたしますので、御活用ください。

◆ECサイトへのアクセス方法は、入学許可予定者発表後にチラシにて御案内いたします。

Q 県教育委員会が紹介するECサイトで買える端末について教えてください。

◆令和6年度入学生がECサイトで購入できる端末の主な仕様は次のとおりです。
◆詳細は県ホームページに掲載致します（「山梨県 ICT教育」で検索してください）。



山梨県教育委員会
ICT教育HP



iPadOS端末仕様

機種	iPad第9世代
OS	iPadOS 17
ストレージ	64GB
画面	10.2インチ・IPSテクノロジー搭載 2,160×1,620ピクセル解像度・画素密度264ppi
無線	Wi-Fi5 (802.11ac) ・Bluetooth4.2
カメラ機能	前面：12 MP超広角カメラ、後面：8 MP広角カメラ
キーボード	iPad第9世代対応の着脱式デバイス（RUGGED COMBO 3） 調節可能なキックスタンド有り・ディスプレイカバー利用可能 ペアリング・電池不要（iPadから直接供給・JIS 規格）
保証	1年間のハードウェア製品保証：メーカー標準保証
料金	44,990円（キーボード・消費税・学校への送料込）

Q 端末購入に対する支援策はありますか。

◆国の制度を活用した購入支援策の実施を予定しており、必要な予算案を令和6年2月県議会に提出する予定としております。

※ 支援策の正式な実施決定は、県議会での予算案議決後になります。

※ 支援制度については改めて御案内します。

Q いつまでに端末を用意しなければならないですか。

◆端末は6月から本格的に活用していくことを想定しておりますので、5月末までに端末の御準備をお願いします。

◆なお、ECサイトを活用して端末を購入する場合の想定スケジュールは次のとおりです。

3月	4月	5月	6月
R6.3.14 ・入学許可予定者発表 ・ECサイト案内送付 予定	R6.3.15～R6.4.30 ・ECサイト購入期間	～ R6.5.31 ・購入した端末の納入期限	R6.6～ ・学校での端末の活用開始

Q 端末を家族で共有利用したり、個人的にSNSやゲームアプリをダウンロードしたりして使用してもかまいませんか。

◆共有利用は御家族のファイル等が漏洩する危険があるとともに、各端末に導入する管理ツールにより、インターネットのフィルタリングをするため、**学習用とは判断されない一部サイトやゲームアプリにアクセスできなくなります。**端末は生徒専用・学習専用にしていただくことをお勧めします。

端末に関する問い合わせ先

山梨県教育庁総務課教育企画室 TEL:055-223-1750 MAIL:kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

給付金に関する問い合わせ先

山梨県教育庁高校教育課 TEL:055-223-1769 MAIL:koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp